

# 規制シート

(別紙1)

200197001370004

平成27年7月23日

規制の名称	情報処理センターへの登録期限	所管府省	環境省
根拠法令等	廃棄物処理法施行規則第8条の31の3	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業 廃棄物課 課長 角倉 一郎
規制目的	廃棄物の適正な処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。		
規制内容の概要	事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、電子マニフェストを使用して、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物を引き渡した後、三日以内に当該委託に係る産業廃棄物の情報を電子マニフェストシステムに登録しなければならない。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	電子マニフェストでは、産業廃棄物の排出場所が本社等から離れた現場である場合は、速やかにシステム上に登録できないことも想定されるため、登録期限を最大3日以内と規定したところである。 廃棄物の引渡し後にシステム上への登録を3日間猶予しているが、登録されるまでは廃棄物の情報がマニフェスト上に表れず、廃棄物の所在が曖昧な状況下にある。このため、長期休暇等を直前に控えている状況であるとしても、登録期限をさらに延長することは困難であるが、現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、平成26年度にスマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムに改良しているところであり、実際の運用面で対応できるよう配慮してまいりたい。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>